９　その他

⑴　法人を設立したとき

⑵　消費税

⑶　源泉所得税

⑷　印紙税

⑸　法人税等の取扱いに関する情報

(1) 法人を設立したとき

○ 法人を設立したときは、法人登記終了後に「法人設立届出書」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要となります（これらの届出書等の様式については、国税庁ホームページ「税務手続の案内」をご確認ください。）。

【税務手続の案内】

対象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書(※1)	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
役員や従業員に報酬、給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受けるとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時（給与の支給人員が常時10人未満の場合）
青色申告で申告したいとき	青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後3か月を経過した日又は最初の事業年度の終了日のいずれか早い日の前日まで
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書(※2)		速やかに
設立時から適格請求書発行事業者の登録を受けたいとき	適格請求書発行事業者の登録申請書		最初の事業年度の終了の日まで

（※1） 添付書類として、定款等の写しの提出が必要となります。
（※2） 法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した場合は、提出は不要です。

（注）1 上記提出期限（適格請求書発行事業者の登録申請書を除きます。）が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
2 消費税について、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、新設法人に該当する場合等を除き原則として免税事業者となります。なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。また、適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、免税事業者となることはできません。

⑴　法人を設立したとき

【法人設立ワンストップサービスについて】

○　「法人設立ワンストップサービス」では、マイナポータルとマイナンバーカードを利用して、法人の設立に必要な一連の手続を一度で行うことができます。

○　ワンストップサービスで利用可能な国税関連手続一覧は以下のとおりです。

項番	税目	手続名	項番	税目	手続名
1	法人税	法人設立届出	10	消費税	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出
2	法人税	定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請	11	消費税	消費税課税期間特例選択・変更届出
3	法人税	青色申告の承認申請	12	消費税	消費税簡易課税制度選択届出
4	法人税	事前確定届出給与に関する届出	13	消費税	消費税申告期限延長届出
5	法人税	棚卸資産の評価方法の届出	14	消費税	適格請求書発行事業者の登録申請
6	法人税	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出	15	源泉所得税	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出
7	法人税	減価償却資産の償却方法の届出	16	源泉所得税	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請
8	消費税	消費税課税事業者選択届出	17	―	電子申告・納税等開始届出
9	消費税	消費税の新設法人に該当する旨の届出			

○　詳しくは、国税庁ホームページ「法人設立ワンストップサービスの対象が全ての手続に拡大されました」をご確認ください。

【法人設立OSSの対象が全ての手続に拡大されました】

⑵　消費税

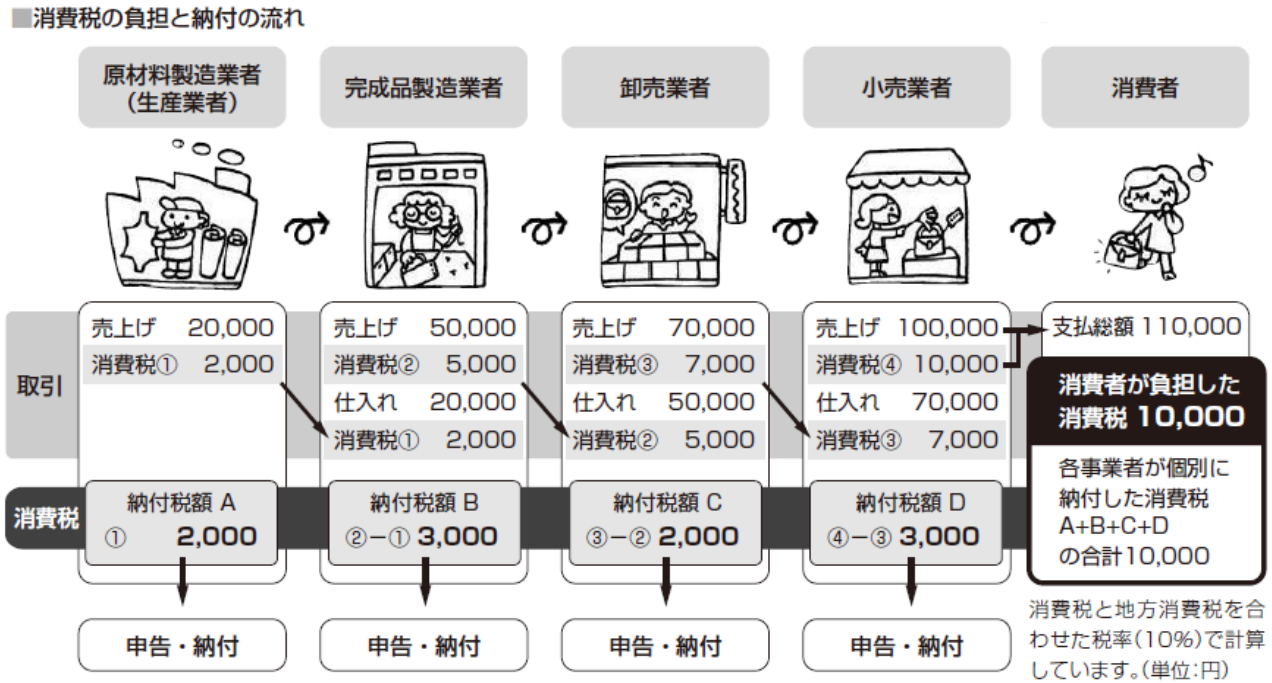
【消費税の基本的な仕組み】

○　消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。

○　ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の各段階において、標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）の税率で課税されます。

○　消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。

○　生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています（仕入税額控除）。



⑵　消費税

【納税義務者】

○　納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者と、保税地域からの外国貨物の引取者です。

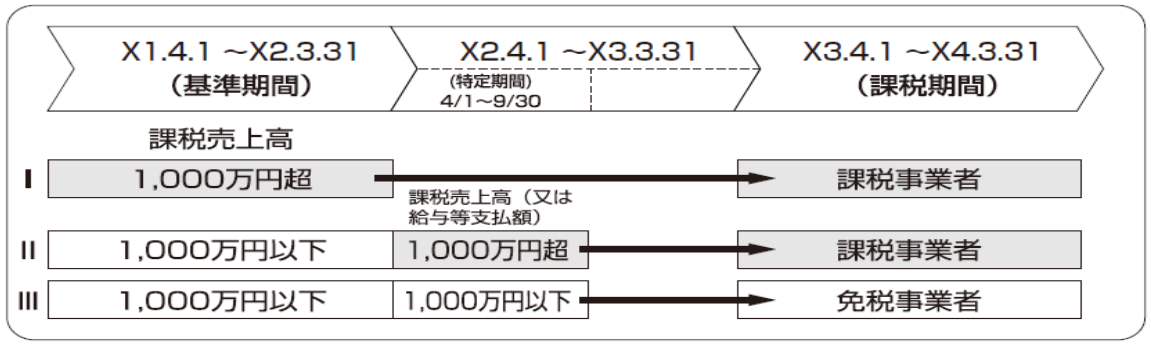
○　基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます（免税事業者）。

○　ただし、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、次の場合には消費税の納税義務が免除されません。

①　インボイス発行事業者の登録を受けている場合

②　特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合

＜事業年度が1年の3月末決算法人の場合＞



③　その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（新設法人）に該当する場合（令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度は、基準期間がないものとみなされます。④においても同様です。）

④　その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人のうち、一定の法人（特定新規設立法人）に該当する場合

（注）1　課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。
2　課税期間とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、法人は事業年度をいいます。
3　基準期間とは、ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます（原則として、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。）。
4　特定期間とは、原則として、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。
5　特定期間における1,000万円の判定については、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます（令和6年10月1日以後に開始する課税期間からは、課税期間の初日において外国法人である場合には、特定期間における1,000万円の判定について、給与等支払額の合計額によることはできません。）。

⑵　消費税

【申告納税】

○　納税義務者は、納税地の所轄税務署長に課税期間の末日の翌日から2か月以内に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額とを併せて納付します(※１)。

○　また、直前の課税期間の確定消費税額に基づき中間申告・納付をすることになります。

○　事業者の納税事務の負担等を軽減するために、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できますが、この適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります(※２)。

（※１）　法人税法上の「確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます(この期限の延長を受けて納付する消費税がある場合、利子税がかかります。)。

（※２）　提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等である場合には、提出した日の属する課税期間から適用を受けることができます。

○　消費税について、詳しくは、国税庁ホームページ「消費税のあらまし」をご確認ください。

【消費税のあらまし】

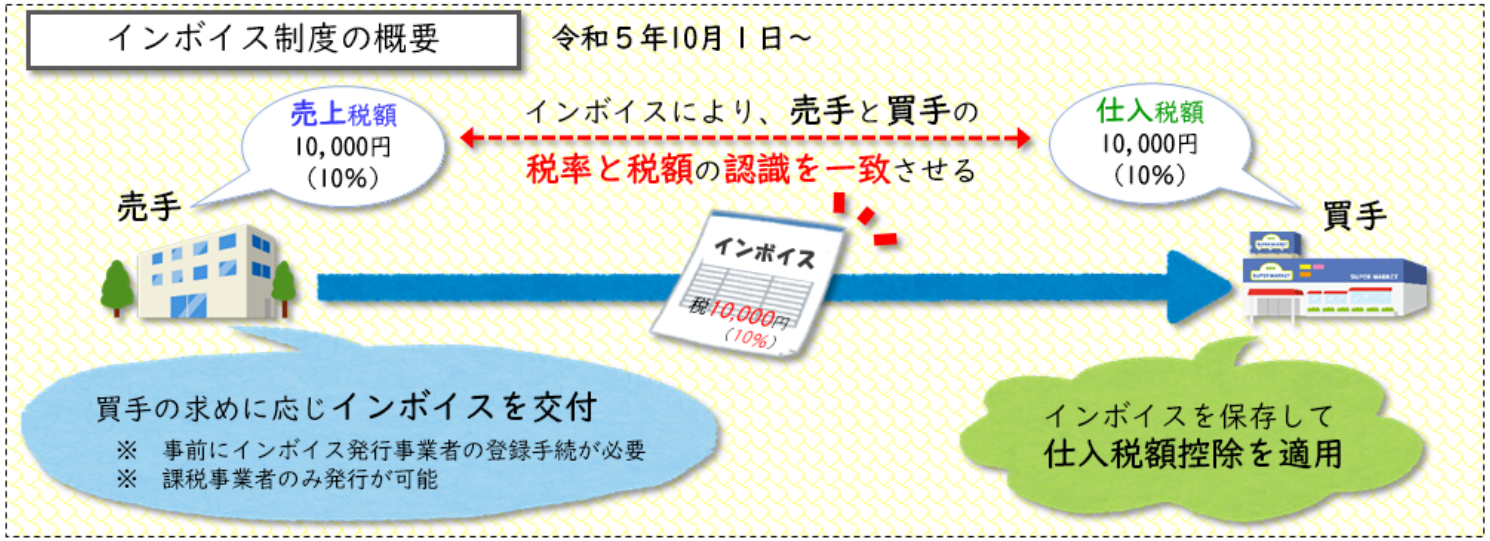
⑵　消費税

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。

【適格請求書（インボイス）とは】

○　インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。なお、請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。



【適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録制度】

○　インボイス制度においては、買手は、仕入税額控除の要件として、原則、インボイス発行事業者から交付を受けたインボイス等の保存が必要になります。

○　インボイスを交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長からインボイス発行事業者として登録を受ける必要があり（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）、税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登載し、登録を行います。

⑵　消費税

【インボイスの記載事項】

○　インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○　なお、様式は法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【区分記載請求書等保存方式】

※　インボイス制度までの４年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和５年9月

【イメージ】

請求書
○○㈱御中
㈱△△
●年■月分　請求金額　43,600円
■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
〆
合　計　43,600円
（10%対象　22,000円）
（８%対象　21,600円）
※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
⑤ 軽減税率の対象品目である旨
⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【インボイス制度】

令和５年10月～

【イメージ】

請求書
○○㈱御中
㈱△△（T1234…）
●年■月分　請求金額　43,600円
■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
〆
合　計　43,600円
10%対象 22,000円 内税　2,000円
８%対象 21,600円 内税　1,600円
※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
② 適用税率
③ 消費税額

【インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等】

○　インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

①　売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は原則として仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者、免税事業者、課税事業者の中でも簡易課税制度や２割特例を適用する事業者は、仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

なお、簡易課税制度や２割特例を選択することにより、申告に係る事務負担を軽減することが可能です。

【売手の留意点】

○　インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付（データでの提供も可能です。）する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

○　留意点

インボイス発行事業者となった場合に準備や検討が必要になると考えられる事項として、何をインボイスとするか（取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか）や取引先との認識共有（必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識共有）といった対応が必要となります。

【買手の留意点】

○　継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を共有しておくことが考えられます。

○　また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができず（令和13年9月までは、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置があります。）、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となります。

○　なお、簡易課税制度や２割特例を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要です。

⑵　消費税

【インボイス制度特設サイト】

【インボイス制度特設サイト】

○　インボイス制度に関する各種資料等を掲載しています。



【インボイス制度に関するお問合せ先】

○　税務相談チャットボット（インボイス制度）

　ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して「税務職員ふたば」が自動で回答を表示します。

　上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。



【税務相談チャットボット】

○　消費税軽減税率・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

　専用ダイヤル　0120-205-553（無料）　【受付時間】9：00～17：00（土日祝及び年末年始除く）

　飲食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

【消費税軽減税率・インボイスコールセンター】

【飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて】

○　「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）において、令和9年4月から2年間、飲食料品に係る消費税率を引き下げる方針が示されました。

　詳しくは、「消費税率引下げ特設サイト」をご確認ください。



【消費税率引下げ特設サイト】

⑶　源泉所得税

【概要】

○　所得税は、所得者（役員や従業員）自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」が採用されています。

○　この源泉徴収制度は、①給与等や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

（注）　所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税及び復興特別所得税を併せて徴収しなければならないこととされています（防衛特別所得税の課税期間は令和9年1月1日以後の期間、復興特別所得税の課税期間は平成25年1月1日から令和29年12月31日までの期間となります。）。以下、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を併せて「所得税等」といいます。

○　源泉徴収に係る所得税等を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります。

○　所得税等の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

【納税地】

○　源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税等は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、原則として、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所等のその支払の日における所在地とされています。

○　源泉徴収制度について、詳しくは、国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」のページに掲載している各種手引・パンフレットや質疑応答事例などをご確認ください。

【源泉徴収義務者の方】

⑶　源泉所得税

【納付期限】

《原則》

○　源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税等は、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日(※)までに納付しなければならないことになっています。

《納期の特例》

○　給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税等を次のように年2回にまとめて納付する「納期の特例」の制度が設けられています。

（注）　なお、この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

区　　分	納付期限
1月から 6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	7月10日(※)
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	翌年1月20日(※)

（※）　上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります。

【納付の手続】

○　源泉徴収をした所得税等は、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付するか、「所得税徴収高計算書(納付書)」を添えて最寄りの金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

　なお、給与等の支払がある場合には、その給与等について納付する税額が生じないときであっても、この所得税徴収高計算書(納付書)を所轄税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

⑷　印紙税

【概要】

　印紙税は、日常の経済取引に伴って作成される一定の文書に課税される税金で、例えば、消費貸借に関する契約書、請負に関する契約書、金銭の受取書（領収証）など、印紙税法で規定する20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書（課税文書）が課税の対象となります。

【納税義務の成立と納税義務者】

　印紙税の納税義務は課税文書を作成した時に成立し、課税文書の作成者が、その作成した課税文書について印紙税を納める義務があります。

【印紙税の納付の方法】

　課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙を貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります。

【印紙税を納付しなかったとき】

　印紙税が課される文書の作成者が、印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍（収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍）の過怠税が徴収されます。

　なお、過怠税は、その全額が法人税の損金の額に算入されませんので、ご注意ください。

【印紙税を誤って納付したとき】

　印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合には、「印紙税過誤納確認申請書」と過誤納となっている文書を所轄税務署に提出し(※)、一定の手続を経ることによって、印紙税の還付を受けることができます。

(※)　申請者の皆様の利便性向上と税務署の印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送でのご提出をお願いします。
　詳しくは、国税庁ホームページ「印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い」をご確認ください。

【印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い】

【印紙税の手引】

○　印紙税について、詳しくは、国税庁ホームページ「印紙税の手引」をご確認ください。

⑸　法人税等の取扱いに関する情報

【タックスアンサー（よくある税の質問）】

　国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

○　詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」をご確認ください。

【タックスアンサー】



【質疑応答事例】

　国税当局において納税者の皆様からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の方々の参考となるものを質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

○　詳しくは、国税庁ホームページ「質疑応答事例」をご確認ください。

【質疑応答事例】



【文書回答事例】

　国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています（手続について、詳しくは、国税庁ホームページ「文書回答手続特設サイト」をご確認ください。）。

　また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページにて公表しています。

　加えて、同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

○　文書により回答した事例については、国税庁ホームページ「文書回答事例」をご確認ください。

【文書回答事例】

